

# 松阪市 循環型社会形成推進地域計画（第4期）

松阪市  
令和5年11月22日  
（令和6年3月29日 承認）

# 目 次

## 松阪市 循環型社会形成推進地域計画

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 .....	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標 .....	3
3 施策の内容 .....	8
4 計画のフォローアップと事後評価 .....	15
添付資料1 対象地域図及び現有処理施設の位置図 .....	16
添付資料2 浄化槽整備区域図（個人設置型，市町村設置型） .....	17
様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表1 .....	18
様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表2 .....	21
添付資料3 行政区域内人口の推移 .....	22
添付資料4 ごみ排出量の推移 .....	22
添付資料5 生活系1人当たりごみ排出量及び事業系1事業所当たりごみ排出量の推移....	23
添付資料6 総資源化量及び最終処分量の推移 .....	23
添付資料7 エネルギー回収量の推移 .....	24
添付資料8 事業所数の推移 .....	24
添付資料9 生活排水処理形態別人口の推移 .....	25
添付資料10 減量化、再生利用に関する現状と目標の根拠 .....	26
参考資料様式5 施設概要（最終処分場系） .....	27
参考資料様式7 施設概要（浄化槽系） .....	28
参考資料様式8 計画支援概要 .....	30

# 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

## (1) 対象地域

対象市町村名：松阪市

面 積：623.58km<sup>2</sup>

人 口：158,218人（令和5年4月1日）

## (2) 計画期間

本計画は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

## (3) 基本的な方向

松阪市は、平成17年1月に1市4町（旧松阪市、旧嬉野町、旧三雲町、旧飯南町及び旧飯高町）が合併し誕生した。

合併による行政区域の広域化に伴い、ごみ処理についても広域化を図る必要があることから、合理的、かつ経済的なごみ処理体系の構築を進め、平成26年度末には松阪市クリーンセンター（熱回収施設（高効率ごみ発電施設）及び破碎選別施設）が竣工し、翌平成27年度から全管内の集約処理により松阪市のごみ処理は一元化されている。令和元年には松阪市クリーンセンター敷地内に市民の資源物の搬入をしやすくし資源化率を向上させるため、資源物保管庫を整備した。

松阪市では、市民・事業者・行政が協働し、「松阪市総合計画」に描かれている『ムダなく資源が循環しているまち』を基本理念とし、それを実現する基本方針として次の3つを設定している。

1. 3R及びごみの適正な排出の推進
2. 行政、市民、事業者による協働体制の構築
3. 不法投棄の未然防止に努め、うるおいある豊かな環境の創出

また、生活排水処理についても、公共下水道、合併処理浄化槽の整備を一層促進し、公衆衛生の向上や快適な生活環境の確立、災害防止等の生活排水対策に取り組むこととしている。併せて、自治会、市民団体が中心となって市街地を流れる河川の一斉清掃を行うこととしている。

#### (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

平成 10 年 10 月に三重県が策定した「三重県ごみ処理広域化計画」では、現在の松阪市、多気町、大台町、大紀町で構成される「松阪・紀勢ブロック」に位置付けられている。

本市は平成 17 年 1 月の旧 1 市 4 町の合併後、松阪市リサイクルセンター（平成 24 年稼働）及び松阪市クリーンセンター（平成 27 年稼働）を整備したことで施設集約化を行い、現在は、松阪市、香肌奥伊勢（多気町、大台町、大紀町）で集約化が行われている状況である。本市は現在の処理体制を維持していく計画である。

#### (5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

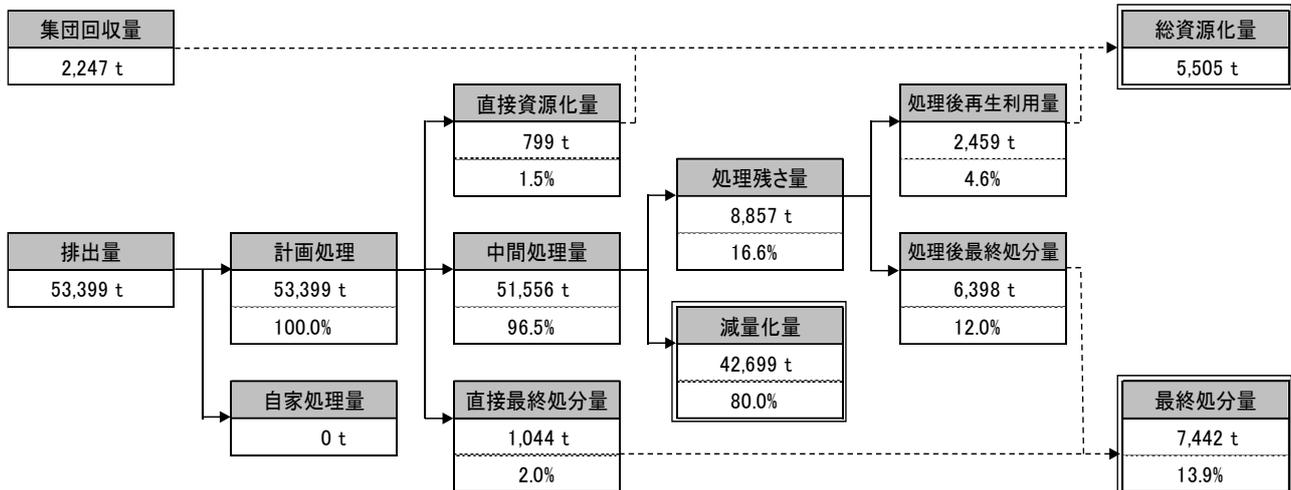
本市のプラスチック資源における現状としては、プラスチック容器包装廃棄物（プラスチック容器・袋、白色トレイ、ペットボトル）については分別収集及び資源化を行っているが、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物については主に燃えるごみとして収集し処理を行っている。

当面は現行通りの処理方法で分別収集及び資源化を行っていく。今後それ以外のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化を行うためには、分別に協力してもらう住民への理解を得ることや施設の機能設備、資機材の確保等、各方面に課題があるため、国の情勢や近隣市町の動向も見据えながら、実施方法や実施時期について検討を行う。その間住民がプラスチック使用製品廃棄物やプラスチック容器包装廃棄物の排出を抑制するよう、啓発や情報提供を行っていく。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和4年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図1のとおりである。  
 なお、焼却施設ではごみ焼却に伴い発電を行っている。

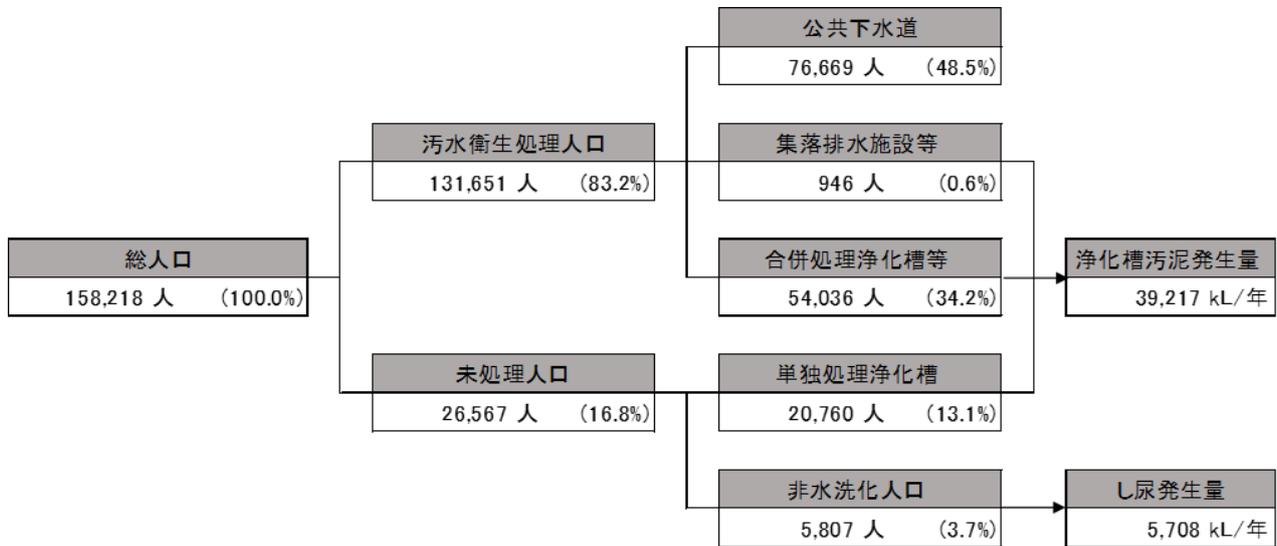


※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和4年度）

(2) 生活排水の処理の現状

令和4年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図2のとおりである。



※汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図2 生活排水の処理状況フロー（令和4年度）

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状(割合※1) (令和4年度)	目標(割合※1) (令和11年度)
排出量	事業系総排出量	14,777 トン	11,056 トン (-25.2%)
	1事業所当たりの排出量※2	1.88 トン/事業所※4	1.41 トン/事業所 (-25.0%)
	生活系総排出量	38,622 トン	31,989 トン (-17.2%)
	1人当たり排出量※3	227 kg/人	192 kg/人 (-15.4%)
合計 事業系生活系排出量合計		53,399 トン	43,045 トン (-19.4%)
再生利用量	直接資源化量	799 トン (1.5%)	2,164 トン (5.0%)
	総資源化量	5,505 トン (9.9%)	10,974 トン (24.2%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量)※5	21,376 MWh	16,602 MWh
最終処分量	埋立最終処分量	7,442 トン (13.9%)	1,130 トン (2.6%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・減量化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

※4 事業所数はR3経済センサス活動調査の事業所数7,866事業所でR4年度、R11年度ともに計算

※5 R11年度のエネルギー回収量はH27年度からR4年度までの焼却処理量・発電電力量から計算

#### 《用語の定義》

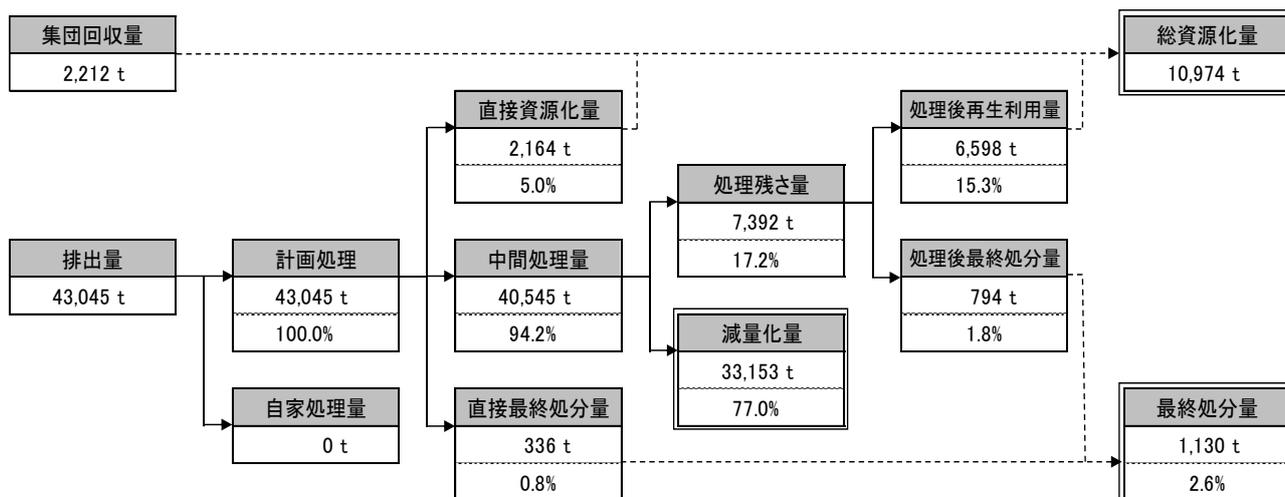
排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量

(集団回収された資源物(ごみ)を除く。)[単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和11年度）

#### （4）生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

区分		令和4年度実績	令和11年度目標
処理形態別人口	公共下水道	76,669人 (48.5%)	79,865人 (53.8%)
	農業集落排水施設等	946人 (0.6%)	888人 (0.6%)
	合併処理浄化槽等	54,036人 (34.2%)	45,458人 (30.6%)
	未処理人口	26,567人 (16.8%)	22,349人 (15.0%)
合計		158,218人	148,560人
し尿の量・汚泥	汲み取りし尿量	5,708 kL	4,877 kL
	浄化槽汚泥量	39,217 kL	31,635 kL
	合計	44,925 kL	36,512 kL

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

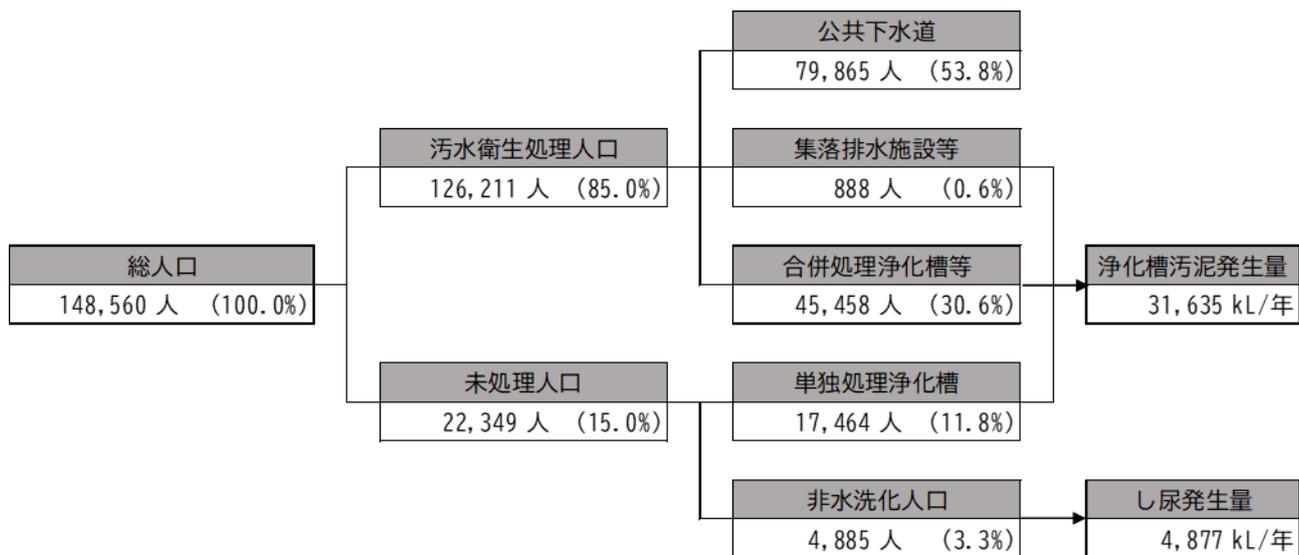


図4 目標達成時の生活排水の処理フロー（令和11年度）

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制, 再使用の推進

##### ア 有料化

生活系ごみについては、有料化の導入を含めごみの排出方法を検討した結果、平成 23 年度より、燃えるごみ用の指定袋制を導入している。

平成 17 年に 1 市 4 町が合併して以降、ごみの分別区分や処理体系などが地域別に異なっていたが、市民の協力を得て、平成 27 年度にごみ処理一元化を実施した。

生活系ごみの有料化については、ごみの排出量に応じた負担の公平化が図られること、市民の意識改革につながるなどから、ごみの発生抑制に有効な手段であるが、これまで一元化に伴い市民に負担を強いたことを含め、社会情勢、ごみ処理状況等を勘案した上で、有料化の必要性を検討する。

事業系ごみについては、従量制により課金し、処理料金を徴収している。

##### イ 環境教育, 普及啓発の充実

省エネルギーやごみの問題など身近な環境問題に対して子どもたちが関心を持ち、自ら進んで環境にやさしい活動ができるよう、学校(園)における環境教育・環境学習の充実に努める。また、出前講座を積極的に行い、市民のごみ問題に対する意識向上に努める。

松阪市 3 R サポーターの会員を通してごみ減量化に理解ある人材を育成することで出前講座等の啓発活動とともに発信していき、ごみの減量やリサイクルの促進に努める。

##### ウ ごみ減量アイデアの募集

市民のみなさんから「ごみ減量方法」に関するアイデアを募集し、採用されたものはホームページなどで掲載することで、行政と市民が一体となってごみ減量に努める。

##### エ 事業者に対する減量化・適正化指導の徹底

事業系一般廃棄物収集運搬許可業者等が搬入されるごみの搬入物検査(展開検査)を行い、適正な排出がされているか調査を行う。また不適切な排出がされている場合は適正な排出方法を搬入物検査(展開検査)マニュアルに沿って指導する。

##### オ 容器包装廃棄物の排出抑制

買い物時にはマイバッグを持参するなどの啓発を継続して行うことで、レジ袋の削減につながるように努める。

プラスチック容器・袋、白色トレイ、牛乳パック、ペットボトルなどの容器包装廃棄物は、適正な分別を啓発することで資源化の促進に努める。また、事業者に対しても、容器包装廃棄物の分別排出が適正に行われるよう啓発に努める。

簡易包装商品や詰め替え用品を選択し購入することで、プラスチックごみの排出抑制となることの周知に努める。

#### カ 紙類の資源化の促進

雑紙回収袋を利用してもらうことで、燃えるごみに混じって排出されてしまいがちな紙類を資源として回収し、資源化の促進に努める。

市民、事業者にも紙類を分別し、資源として排出することを啓発していくことで、事業者から排出される燃えるごみの量の減量化につなげる。

#### キ リユース容器の利用促進及び使い捨て品の使用抑制

平時ではマイボトルを持ち歩くなど、使い捨て容器の使用を控えるように促進する。また再使用できる製品を使用したり、まだ使用できる製品を必要としている人に譲るなど、不要となったら捨てるのではなく、再使用を心がける生活スタイルの見直しを啓発することでごみの減量に努める。

#### ク 環境物品等の使用促進

松阪市が製品を購入する際には、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入するなどグリーン購入、グリーン契約を推進する。また、事業者に対してもできるだけグリーン購入を行うよう啓発する。

#### ケ 食品ロス・食品廃棄物等の排出抑制

買った食材を「使い切り」、作った料理を「食べ切り」、出た生ごみの「水切り」の「3切り運動」を推進していく。また、水切り運動に取り組む市民及び市民団体を増やすため、水切り用具のモニター制度の導入等を行う。家庭から排出される生ごみを堆肥化するために、生ごみ堆肥化容器及び家庭用生ごみ処理機の購入補助事業を継続する。

事業者においても、小売業での売れ残りの削減を啓発するため、食品ロス削減啓発用ミニのぼり旗を店頭を設置するとともに、スーパー等の店頭にて手前から商品を取ってもらう運動「てまえどり」を行う。

#### コ バイオマス資源の有効活用

木くずや剪定枝のチップ化や堆肥化をすることはバイオマス資源の有効活用につながる。松阪市の処理施設の受け入れ基準に該当しない木材などは、適正な処理方法や処理先を案内し、チップ化を促す。また、草や剪定枝を堆肥化することもバイオマス資源の有効活用につながることから、積極的な堆肥化への取り組みを検討する。

#### サ 市民団体による集団回収活動の活性化

集団回収については、資源物集団回収活動補助金制度を継続することで、市民から集められる資源物をできるだけリサイクルするように努める。また、集団回収量の多い団体の紹介や表彰等を検討することで、市民の集団回収活動に対する関心を高め、意識向上につなげる。

## シ 小型家電の資源化

小型家電を清掃施設等に設置の「緑の回収ボックス」で回収することで資源の有効活用につなげる。また、回収ボックス投入口に入らないデスクトップパソコンについても、資源物保管庫にて回収し、資源の有効活用につなげる。

## ス 生活排水対策

単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している家庭については、生活雑排水処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換を図るべく補助金制度の周知など、積極的に啓発を図っていく。

また、浄化槽の適正管理を促進するため、市民及び事業者に対する十分な広報・啓発活動や情報提供を行う。飯南・飯高管内においては、公共浄化槽等整備推進事業を促進するとともに適切に維持管理を行う。

## (2) 処理体制

### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

松阪市の分別区分及び処理方法は、表3のとおりである。

松阪市クリーンセンターでは、「燃えるごみ」の焼却、「燃えないごみ」の破碎処理を行っている。松阪市リサイクルセンターでは、「ペットボトル」、「プラスチック容器・袋」の選別・圧縮梱包、「白色トレイ」、「空びん」の手選別及び「飲食用アルミ缶」の破碎選別を行っている。また、「蛍光管」、「危険ごみ」、「小型家電」、「新聞紙」、「雑誌・雑紙」、「ダンボール」、「牛乳パック」及び「古着類」の資源物や、「蛍光管」、「危険ごみ」、「充電式小型家電」については、松阪市リサイクルセンターで一時保管後、売却やリサイクル業者による資源化を行っている。なお、「危険ごみ」に分類される「スプレー缶」等は破碎処理されている。令和3年4月から「充電式小型家電」を資源物の日に回収している。「充電式小型家電」は松阪市リサイクルセンターで一時保管後手選別を行い、リチウムイオン電池と不燃物とを分別して処理を行っている。

家庭から排出されるごみを迅速かつ衛生的に処理するため、収集方式や収集頻度の適正化の検討を行い、住民サービスの向上に努める。また、多くのごみ集積所が自治会の協力による維持管理となっており、ごみ集積所の整備について継続的な支援を行うとともに、今後も収集・運搬量の変動に伴い、適切な収集・運搬体制の構築を行う。クリーンセンターに完成した資源物保管庫（ストックヤード）の使用を啓発することで、収集運搬の効率化を図る。

松阪市の中間処理の目標は、発生するごみを迅速かつ衛生的に処理し、環境への負荷を極力軽減化するため、ごみの減量化、減容化、安定化及び資源化を図ることとしている。また、積極的なエネルギー回収を推進することにより、循環型社会の形成と地球温暖化防止への貢献に取り組む必要がある。さらに、今後の東海地方での災害発生に備え、災害廃棄物処理への対応が可能な施設についても検討を進めていく。このため、災害時の廃棄物

処理システムが脆弱化しないよう、適切なタイミングで施設の更新・改良を行っていく必要がある。また、松阪市リサイクルセンターの多くの設備は老朽化が進んでいるため、今後の資源物の発生量や資源化技術の動向を踏まえた施設の整備について検討を行う。

現有の松阪市一般廃棄物最終処分場は、令和8年度に埋め立てが完了する予定となっていることから、翌令和9年度の供用開始を目指し新最終処分場を整備していく。その際、松阪市クリーンセンターから発生した焼却灰については、現在は現行の最終処分場で埋め立てを行っているが、焼却灰を資源化することにより、最終処分量の削減と資源の循環につながることから、令和9年度を目標にして焼却灰の資源化を実施する予定である。

#### イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち産業廃棄物以外は、事業系ごみとして、生活系ごみに準じて受け入れ、処理・処分を行っているが、収集・運搬については、許可業者による契約事業者への個別収集及び直接持込となっており、事業者により適正な排出と処理が行われるよう啓発や検討に努める。

また、松阪市クリーンセンターでの搬入物検査を行い、不適正な排出をしている事業所が確認された場合は、訪問調査を行い指導を徹底する。

令和元年12月から「一時多量家庭系ごみ」の収集運搬業者への許可制度を導入することで、「事業活動で出る廃棄物」と「家庭系廃棄物」の区分が分かりやすくなった。

#### ウ 生活排水処理対策の推進

生活排水処理対策の基本方針としては、生活排水処理施設の逐次整備のほか、し尿処理施設の適正管理、家庭における生活排水対策の啓発を行って行くこととしており、下水道事業計画区域・農業集落排水事業実施区域・大型合併処理浄化槽実施処理区域以外の地域については、実情に即して、合併処理浄化槽の整備を推進する。また、飯南・飯高管内においては、公共浄化槽等整備推進事業を促進する。

表3 松阪市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(令和4年度)				今後(令和11年度)					
松阪市				松阪市					
分別区分	処理方法		処理施設等		分別区分	処理方法		処理施設等	
			1次処理	2次処理				1次処理	2次処理
燃えるごみ	焼却	発電	松阪市クリーンセンター (熱回収施設)	(焼却残渣) 松阪市一般廃棄物最終処分場	燃えるごみ	焼却	発電	松阪市クリーンセンター (熱回収施設)	(焼却残渣) 資源化委託
燃えないごみ	破砕		松阪市クリーンセンター (破砕選別施設)	(破砕残渣) 松阪市一般廃棄物最終処分場	燃えないごみ	破砕		松阪市クリーンセンター (破砕選別施設)	(破砕残渣) (仮称)松阪市新一般廃棄物最終処分場
危険ごみ	リサイクル	リサイクル	松阪市リサイクルセンター (一時保管・破砕)	資源化委託 売却等	危険ごみ	リサイクル	リサイクル	松阪市リサイクルセンター (一時保管・破砕)	資源化委託 売却等
蛍光管			松阪市リサイクルセンター (一時保管)	資源化委託	蛍光管			松阪市リサイクルセンター (一時保管)	資源化委託
小型家電			松阪市リサイクルセンター (一時保管)	売却等	小型家電			松阪市リサイクルセンター (一時保管)	売却等
充電式小型家電			松阪市リサイクルセンター (資源化処理)	資源化委託	充電式小型家電			松阪市リサイクルセンター (資源化処理)	資源化委託
埋立物	埋立	埋立	松阪市一般廃棄物最終処分場	—	埋立物	埋立	埋立	(仮称)松阪市新一般廃棄物最終処分場	—
資源物	ペットボトル	リサイクル	松阪市リサイクルセンター (資源化処理)	資源化委託	ペットボトル	リサイクル	リサイクル	松阪市リサイクルセンター (資源化処理)	資源化委託
	プラスチック容器・袋				プラスチック容器・袋				
	白色トレイ				白色トレイ				
	空ビン				空ビン				
	飲食用アルミ缶		松阪市リサイクルセンター (一時保管)	売却	飲食用アルミ缶			飲食用アルミ缶	
	新聞紙				新聞紙				
	雑誌・雑紙				雑誌・雑紙				
	ダンボール				ダンボール				
	牛乳パック				牛乳パック				
	古着類				古着類				
集団回収	売却	売却	—	集団回収	売却	売却	—		

変更あり

### (3) 処理施設等の整備

#### ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強 靱化
1	最終処分場 (仮称)松阪市新 一般廃棄物最終 処分場	(仮称)松阪 市新一般廃棄 物最終処分場 整備事業	埋立面積 14,535 m <sup>2</sup> 埋立容積 73,691 m <sup>3</sup>	松阪市 上川町・山添 町地内 (現最終処分 場隣接地)	R6年度 ～ R9年度 (R1年度～R9年度)	—

(整備理由)

事業番号1 当事業は、今期(第4期)で施設整備を行う。(埋立期間はR9～R53)

#### イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業	事業主体	直近の整備済 基数(基) (令和4年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間 (全体事業期間)	国土強 靱化
浄化槽設置整備事業	松阪市	6,936	250	548	R6年度 ～ R10年度	—
公共浄化槽等整備推 進事業	松阪市	2,364	200	600	R6年度 ～ R10年度	—
合計		9,300	450	1,148		

#### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	松阪市新一般廃棄物最終処分場施設整備事業(事業番号1)に係る調査・実施設計書作成	・発注仕様書作成、実施設計書作成	R6 年度

#### (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

##### ア 災害廃棄物対策

非常災害により生じた廃棄物に対処するため、松阪市では「松阪市地域防災計画」及び「松阪市災害廃棄物処理計画」を策定している。災害時に発生する廃棄物は、大量かつ多種・多様にわたることが多いため、事前に三重県や関係機関との連携を図り、適正な処理を行う。

##### イ 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物対策

特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物の対処方針としては、市民に対して回収及び処理業者の情報提供に努める。

##### ウ ポイ捨てごみ等、不法投棄対策

河川、道路等にポイ捨てされているごみ等の削減を図るため、行政と市民及び事業活動を営む者が一体となり、まちの美化運動等の活動を行う。

行政が不法投棄の情報を把握した場合は、土地の所有者や道路管理者等と処理方法や対策について協議し再発防止に努める。さらに、不法投棄の防止のためのパトロールを行い、今後も土地の所有者や道路管理者等と協力して、不法投棄の未然防止に取り組む。

##### エ 広報・啓発活動

市の広報誌などで定期的に情報提供を行い、ごみ減量や適正な排出を継続して呼びかける。また、出前活動を行うことにより、市民のごみ問題に対する意識向上に努める。

## 4 計画のフォローアップと事後評価

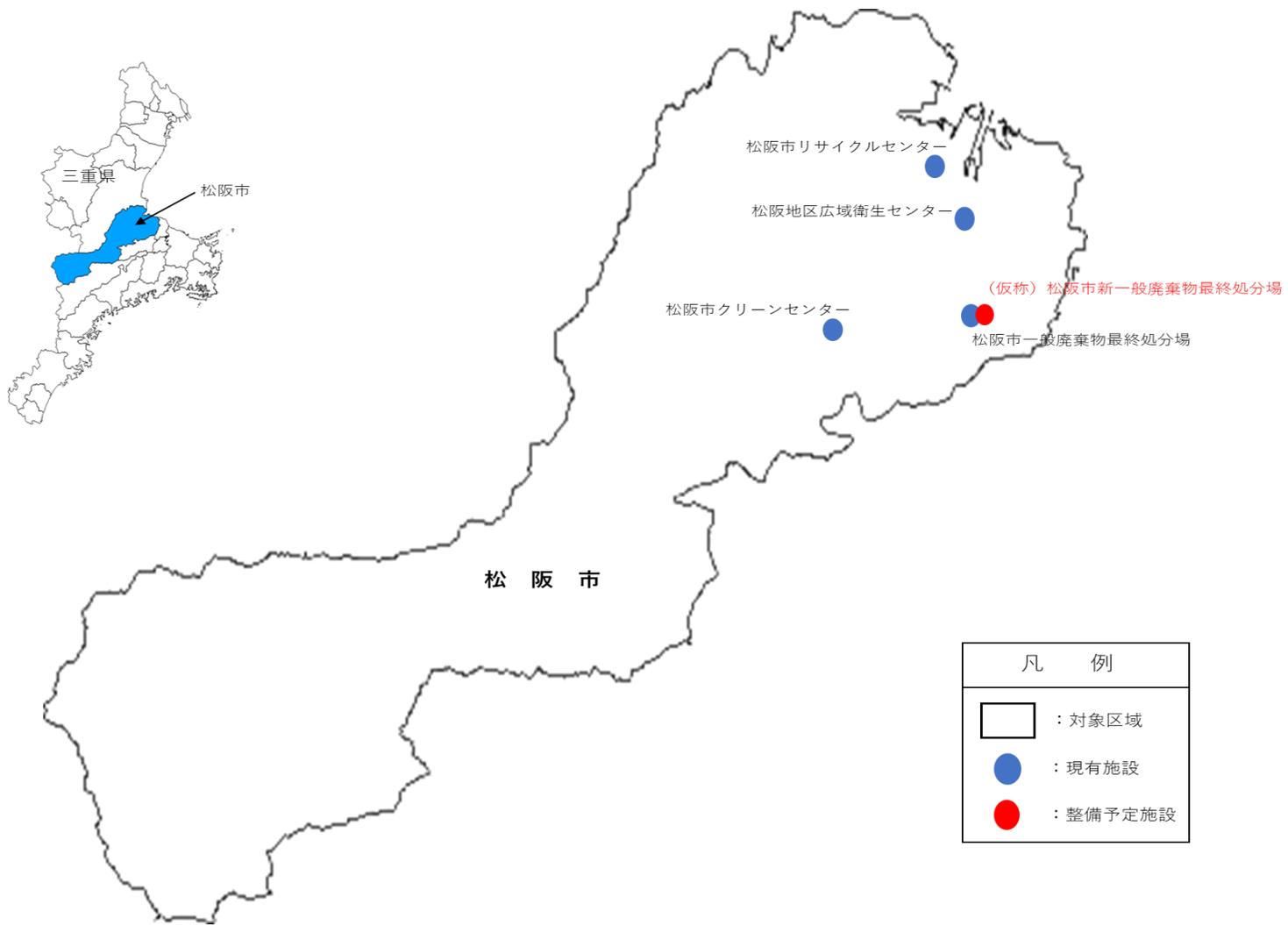
### (1) 計画のフォローアップ

松阪市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、三重県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

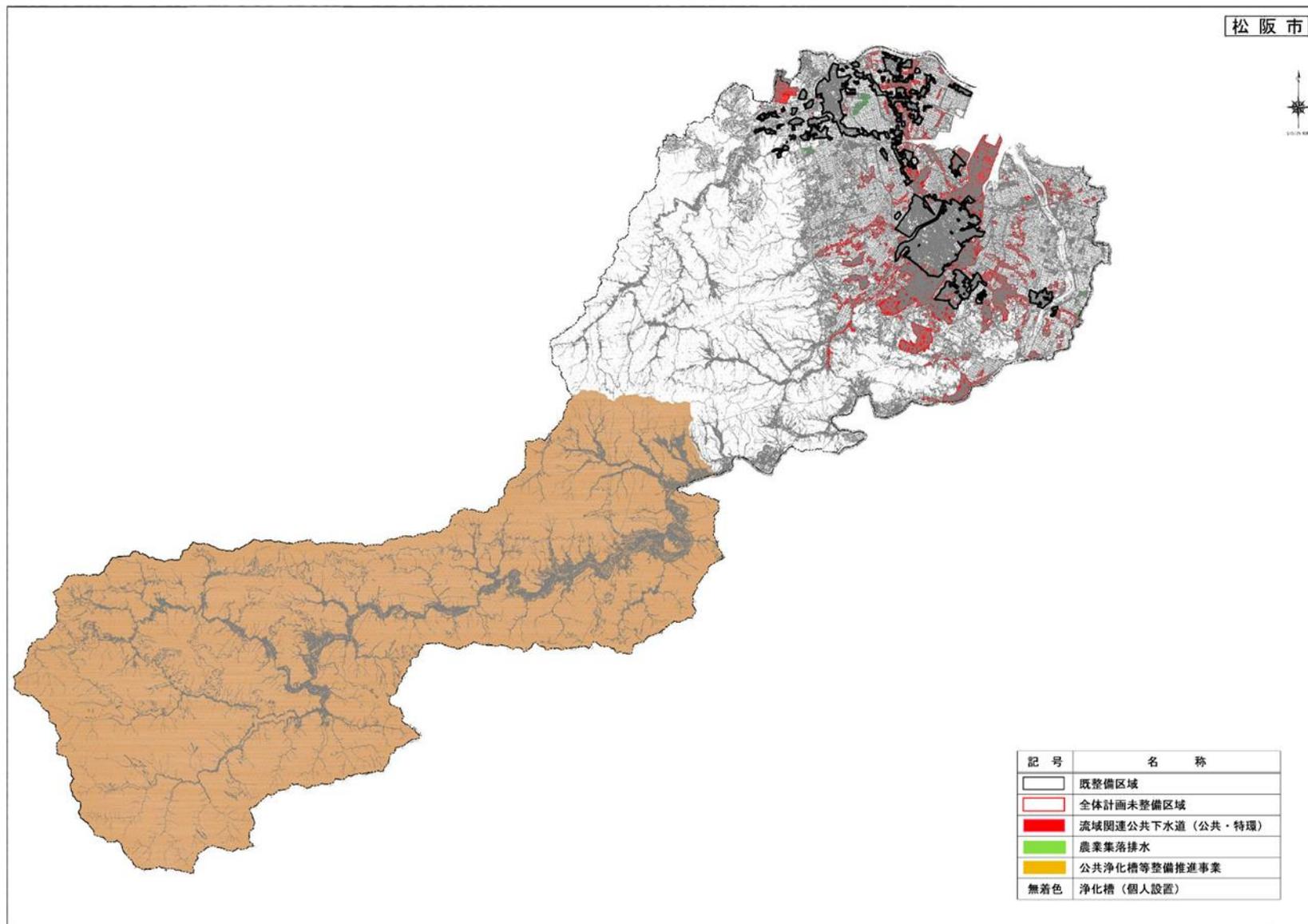
### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。



添付資料1 対象地域図及び現有処理施設の位置図



添付資料2 浄化槽整備区域図（個人設置・公共浄化槽）

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	松阪市	(2) 地域内人口	158,218人(R5.4.1)	(3) 地域面積	623.58km <sup>2</sup>
(4) 構成市町村等名	松阪市	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：		設立(予定)年月日： 年 月 日 設立、認可予定		

\*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和11年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	15,334	15,552	15,880	14,495	15,988	14,777	11,056
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.91	1.93	1.91	1.74	2.03	1.88	1.41
	生活系 総排出量(トン)	39,735	39,920	40,144	40,811	39,874	38,622	31,989
	1人当たりの排出量(kg/人)	226	228	231	236	232	227	192
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	55,069	55,472	56,024	55,306	55,862	53,399	43,045
再生利用量	直接資源化量(トン)	747( 1.4%)	741( 1.3%)	777( 1.4%)	899( 1.6%)	865( 1.5%)	799( 1.5%)	2,164( 5.0%)
	総資源化量(トン)	6,687(11.4%)	6,617(11.3%)	6,311(10.7%)	6,278(10.9%)	5,867(10.1%)	5,505( 9.9%)	10,974(24.2%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	21,786	22,592	22,518	22,750	23,049	21,376	16,602
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	-	-	-	-	-	-	-
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	7,844 ( 14.2%)	7,775 ( 14.0%)	7,862 ( 14.0%)	7,665 ( 13.9%)	8,767 ( 15.7%)	7,422 ( 13.9%)	1,130 ( 2.6%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設 粗大ごみ処理施設	松阪市クリーンセンター	松阪市	全連続燃焼ストーカ方式 高速・低速回転式破砕機	焼却施設:200t/日 (100t/24h×2戸) 粗大ごみ処理施設:26t/5h	H27.4	未定	未定	洪水・津波の警戒区域外のため、浸水想定なし	
リサイクルセンター	松阪市リサイクルセンター	松阪市	圧縮梱包・破砕選別・手選別	プラスチック圧縮梱包機:4t/5h ペットボトル圧縮梱包機:700kg/1h 飲食用アルミ缶破砕選別機:200kg/1h	リサイクルセンター:H24.2 空びん選別機:H10.8 ペットボトル処理機:H10.3 アルミ缶処理機:H12.10 資源保管庫:H15.3	未定	未定	洪水 0.5m～1m 津波 2m～5m 市内の廃棄物処理施設にて代替処理・保管を行う。 あるいは応援協定により支援を求めていく。	
最終処分場	松阪市一般廃棄物最終処分場	松阪市	準好気性埋立	埋立面積:29,400㎡ 埋立容量:219,000㎡	H11.3	R8年度埋立終了見込み	未定	洪水・津波の警戒区域外のため、浸水想定なし	
ストックヤード	松阪市クリーンセンター	松阪市	一時保管	松阪市クリーンセンター:250㎡	R1.7	未定	未定	洪水・津波の警戒区域外のため、浸水想定なし	
ストックヤード	松阪市リサイクルセンター	松阪市	一時保管	松阪市リサイクルセンター:295.5㎡	H15.3	未定	未定	洪水 0.5m～1m 津波 2m～5m 市内の廃棄物処理施設にて代替処理・保管を行う。 あるいは応援協定により支援を求めていく。	
ストックヤード	三雲リサイクルセンター	松阪市	一時保管	三雲リサイクルセンター:3,960㎡	H11.10	未定	未定	洪水 1m～3m 津波 2m～5m 市内の廃棄物処理施設にて代替処理・保管を行う。 あるいは応援協定により支援を求めていく。	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無(解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業着手(予定)年月完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
最終処分場	(仮称)松阪市新一般廃棄物最終処分場	松阪市	準好気性埋立	埋立面積:14,535㎡ 埋立容量:73,691㎡	R9.3	現最終処分場の埋立終了	-	-	洪水・津波の警戒区域外のため、浸水想定なし	-	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況					現状		目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和11年度	
総人口		165,040	164,089	162,867	161,520	159,936	158,218	148,560	
公共下水道	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	70,581 42.8%	73,720 44.9%	75,313 46.2%	75,929 47.0%	76,804 48.0%	76,669 48.5%	79,865 53.8%	
集落排水施設等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	988 0.5%	981 0.5%	961 0.5%	959 0.5%	956 0.5%	946 0.6%	888 0.6%	
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	59,174 35.9%	56,541 34.4%	54,835 33.7%	56,942 35.2%	55,337 34.6%	54,036 34.2%	45,458 30.6%	
未処理人口	汚水衛生未処理人口	34,297	32,847	31,758	27,690	26,839	26,567	22,349	

※ 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。

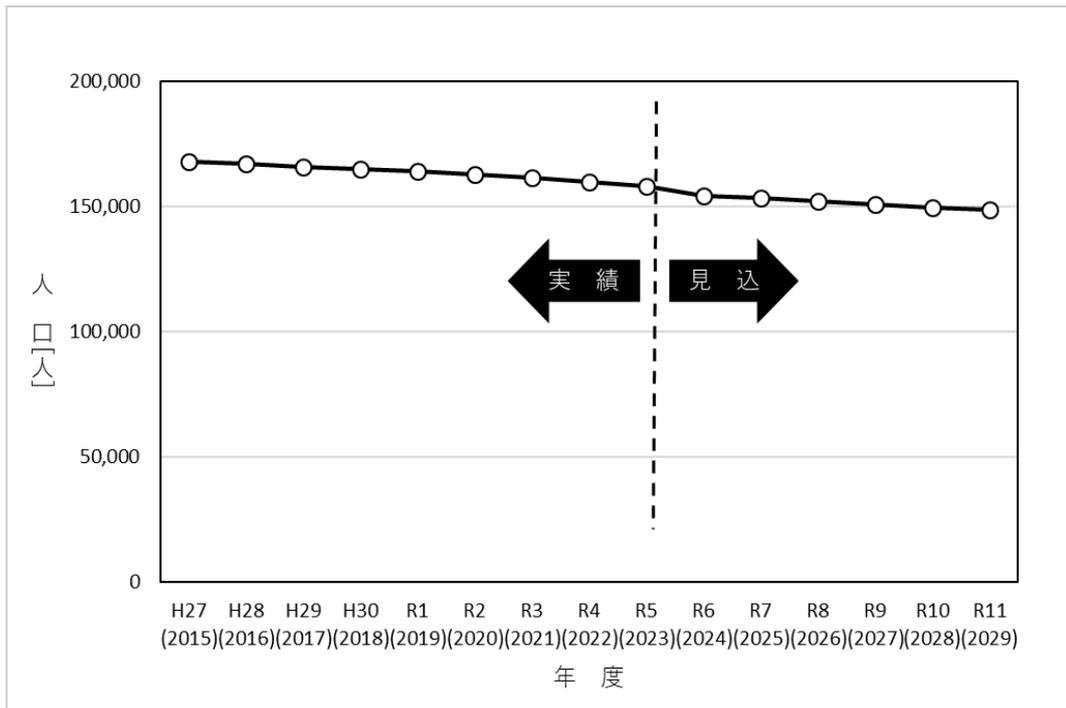
5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容（令和4年度）			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年度	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	松阪市	6,936	14,764	H14	250	548	R11	
公共浄化槽等整備推進事業	松阪市	2,364	8,604	H8	200	600	R11	

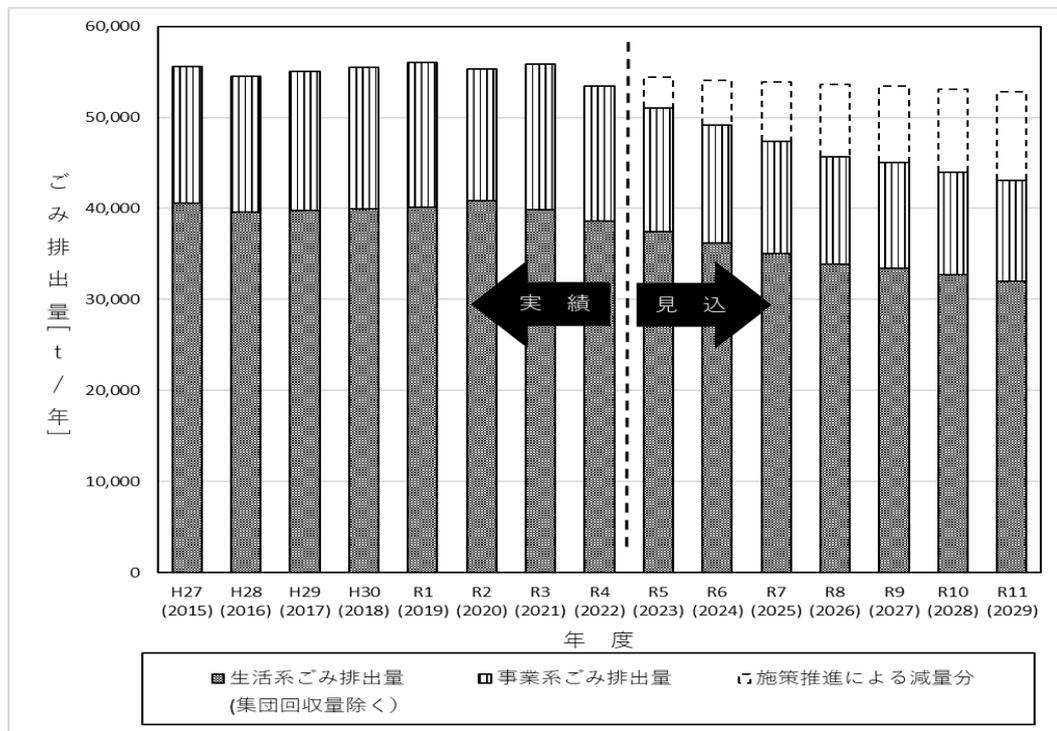
※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付する。

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

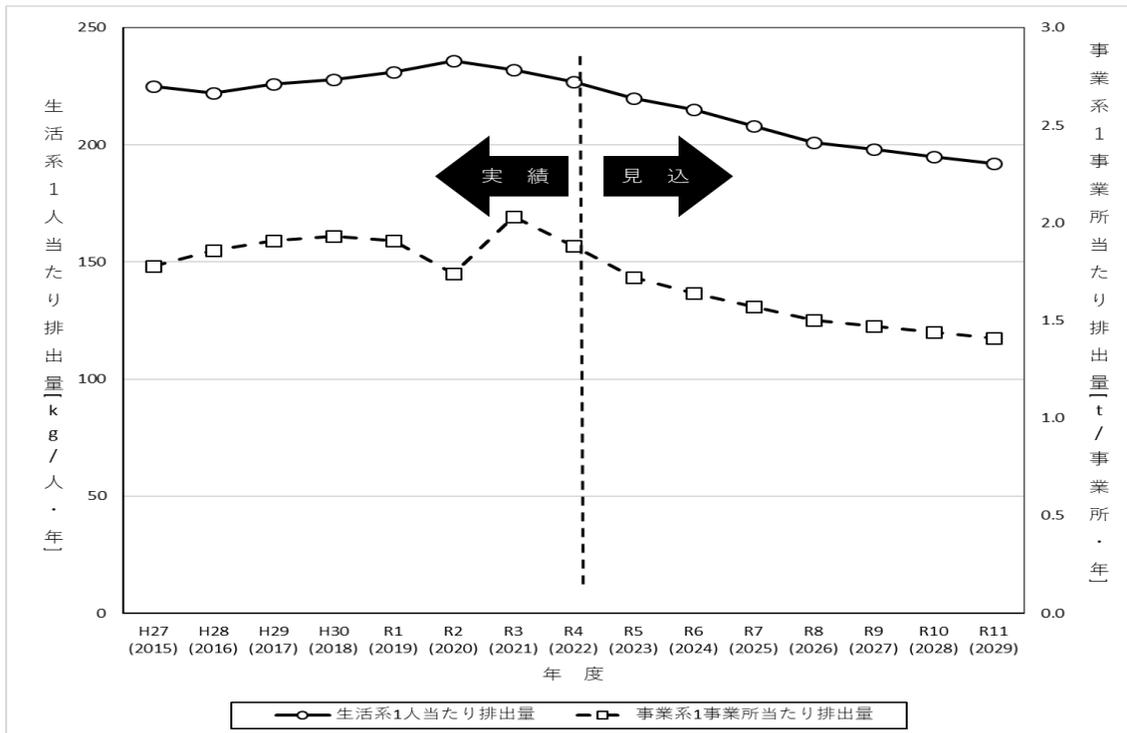
事業種別	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間 ※5		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考	
				単位	開始	終了	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 10年度
○最終処分に関する事業						3,780,241	189,496	1,199,090	1,701,786	689,869	0	2,481,901	154,845	1,025,993	953,872	347,191	0
最終処分場整備事業	1	松阪市	73691 m <sup>2</sup>	R6	R9	3,780,241	189,496	1,199,090	1,701,786	689,869	0	2,481,901	154,845	1,025,993	953,872	347,191	0
○浄化槽に関する事業						359,230	71,846	71,846	71,846	71,846	71,846	351,730	70,346	70,346	70,346	70,346	70,346
浄化槽設置整備事業(環境配慮・防災 まちづくり浄化槽設置整備)		松阪市	250 基	R6	R10	137,630	27,526	27,526	27,526	27,526	27,526	130,130	26,026	26,026	26,026	26,026	26,026
公共浄化槽等整備推進事業		松阪市	200 基	R6	R10	221,600	44,320	44,320	44,320	44,320	44,320	221,600	44,320	44,320	44,320	44,320	44,320
○施設整備に関する計画支援事業		松阪市		R6	R6	15,812	15,812	0	0	0	0	5,036	5,036	0	0	0	0
合計						4,155,283	277,154	1,270,936	1,773,632	761,715	71,846	2,838,667	230,227	1,096,339	1,024,218	417,537	70,346



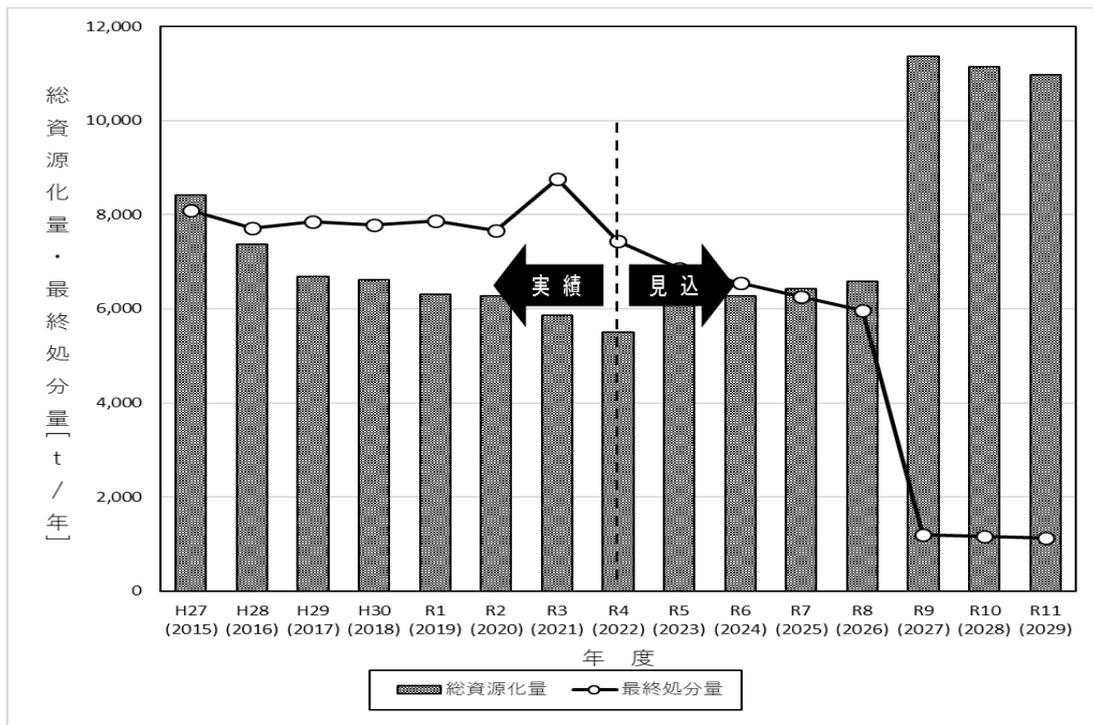
添付資料3 行政区域内人口の推移



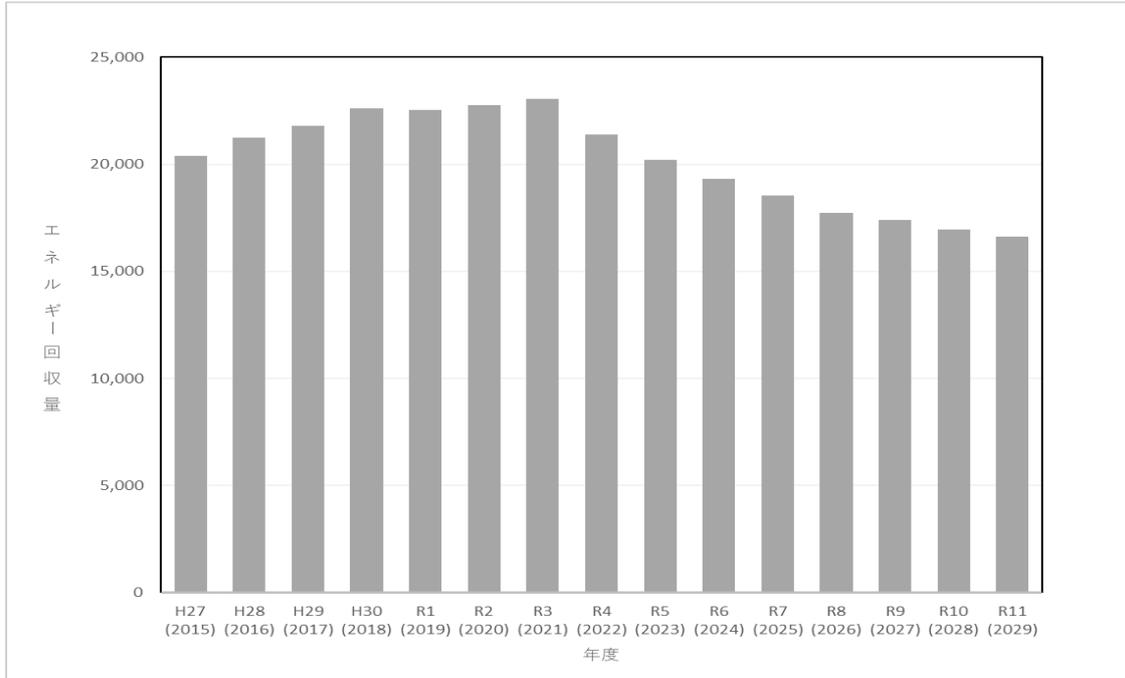
添付資料4 ごみ排出量の推移



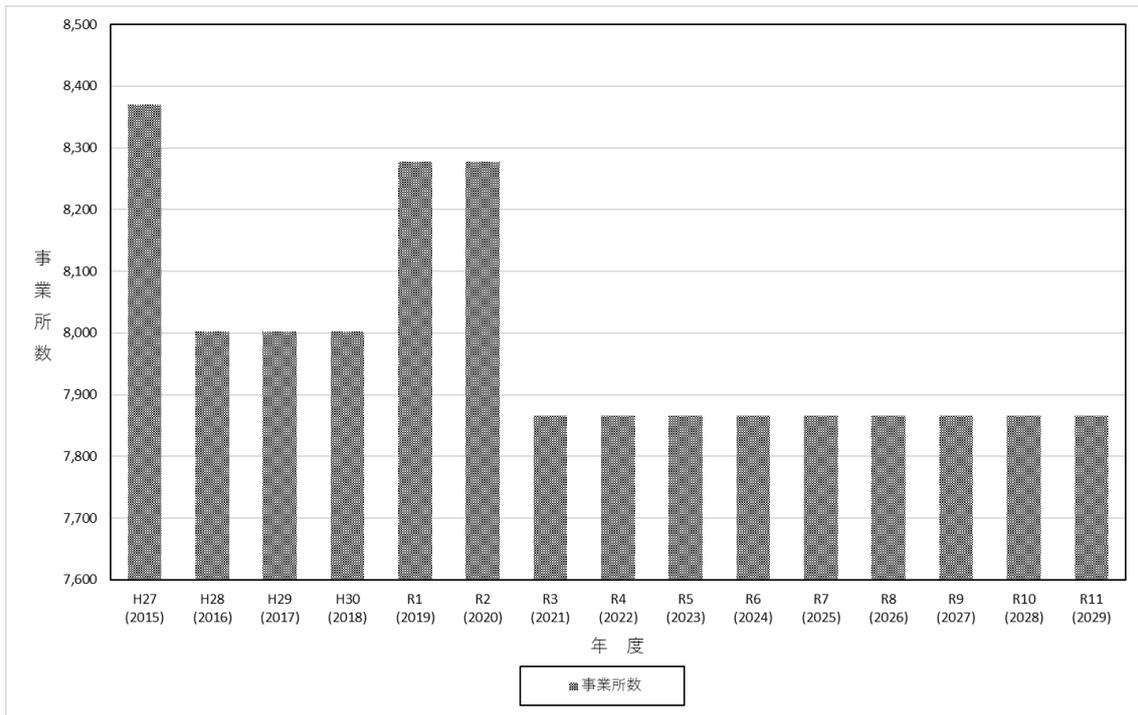
添付資料5 生活系1人当たりごみ排出量及び事業系1事業所当たりごみ排出量の推移



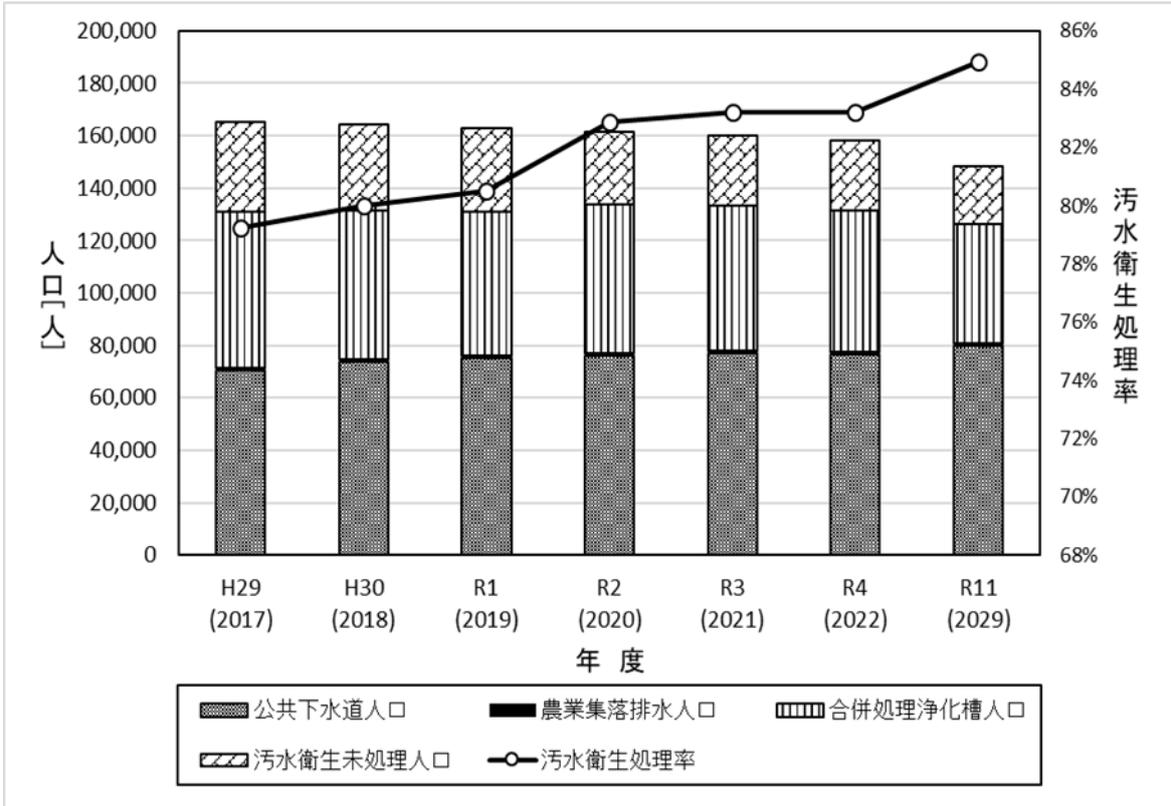
添付資料6 総資源化量及び最終処分量の推移



添付資料7 エネルギー回収量の推移



添付資料8 事業所数の推移



添付資料9 生活排水処理形態別人口の推移

■ごみ排出量の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R9	R11
生活系ごみ排出量 t/年 (集団回収量除く)	40,583	39,561	39,735	39,920	40,144	40,811	39,874	38,622	33,462	31,989
事業系ごみ排出量 t/年	14,970	14,963	15,334	15,552	15,880	14,495	15,988	14,777	11,567	11,056
ごみ排出量 t/年	55,553	54,524	55,069	55,472	56,024	55,306	55,862	53,399	45,029	43,045
生活系資源ごみ量 t/年	2,779	2,394	2,215	2,257	2,187	2,349	2,361	2,247	3,517	3,441
事業系資源ごみ量 t/年	76	74	71	79	64	78	0	0	0	0
人口	168,163	167,047	165,918	165,040	164,089	162,867	161,520	159,936	150,986	148,560
事業所数	8,370	8,002	8,002	8,002	8,278	8,278	7,866	7,866	7,866	7,866
生活系ごみ排出量 t/年 (資源ごみ、集団回収量除く)	37,804	37,167	37,520	37,663	37,957	38,462	37,513	36,375	29,945	28,548
事業系ごみ排出量 t/年 (資源ごみ除く)	14,894	14,889	15,263	15,473	15,816	14,417	15,988	14,777	11,567	11,056
生活系1人当たり排出量 kg/人	225	222	226	228	231	236	232	227	198	192
事業系1事業所当たり排出量	1.78	1.86	1.91	1.93	1.91	1.74	2.03	1.88	1.47	1.41

※人口について、実績値は各年度4月1日時点の住民基本台帳の数値、推計値は一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の数値を使用

■資源化量の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R9	R11
直接資源化量	1,084	860	747	741	777	899	865	799	2,201	2,164
中間処理後資源化量	1,835	1,700	1,656	1,834	1,694	1,900	1,705	1,509	1,406	1,324
中間処理後資源化量(指定法人)	1,051	966	931	946	925	970	944	948	885	866
充電式小型家電	0	0	0	0	0	0	3	2	3	3
焼却灰リサイクル	0	0	0	0	0	0	0	0	4,614	4,406
集団回収量	4,456	3,848	3,353	3,096	2,915	2,509	2,350	2,247	2,254	2,212
総資源化量	8,426	7,374	6,687	6,617	6,311	6,278	5,867	5,505	11,362	10,974

■最終処分量の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R9	R11
最終処分量	8,096	7,719	7,844	7,775	7,862	7,665	8,767	7,442	1,199	1,130

■減量化量の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R9	R11
中間処理による減量化量	43,487	43,279	43,891	44,176	44,766	43,872	43,578	42,699	34,722	33,153

■発電量の推計

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R9	R11
焼却処理量 [t]	50,067	49,436	50,004	50,192	50,864	49,816	49,372	48,161	39,337	37,562
エネルギー回収量(発電電力量) [MWh]	20,407	21,227	21,786	22,592	22,518	22,750	23,049	21,376	17,387	16,602
ごみ1tあたりの発電電力量 [MWh/t]	0.408	0.429	0.436	0.450	0.443	0.457	0.467	0.444	0.442	0.442

添付資料 10 減量化、再生利用に関する現状と目標の根拠

## 施設概要（最終処分場系）

都道府県名 三重県

(1) 事業主体名	松阪市		
(2) 施設名称	最終処分場		
(3) 工期 ※1	令和 6 年度 ~ 令和 9 年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積 138,375 m <sup>2</sup>	埋立面積 14,535 m <sup>2</sup>	埋立容積 73,691 m <sup>3</sup>
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 令和 9 年度 埋立終了 令和 53 年度		
(6) 跡地利用計画	公園施設等（検討中）		
(7) 地域計画内の役割	本市の最終処分場については、残余容量が少なくなっているため、新たに整備し地域の生活環境の保全に努める。		
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		
(9) 総事業計画額 ※1	3,780,241 千円 うち、交付対象事業費 2,481,901 千円		

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 三重県

(1) 事業主体名	松阪市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るため、共同住宅を除く専用住宅等に既存の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽（処理対象人員が10人槽以下）に転換するものに補助金を交付する。
(4) 事業期間 （生活排水処理基本計画期間）※ 生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	令和6年度～令和10年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3(1)に定めるアの(イ)または(キ)、イの(イ)、ウの地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 130,130千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 130,130千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模  
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (548人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	170基（373人分）	56,440	56,440	56,440
6～7人槽	75基（164人分）	31,050	31,050	31,050
8～10人槽	5基（11人分）	2,740	2,740	2,740
11～20人槽	基（人分）			
21～30人槽	基（人分）			
31～50人槽	基（人分）			
51人槽以上	基（人分）			
宅内配管費	250基	75,000	22,500	15,000
撤去費	250基	24,900	24,900	24,900
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費（災 害）	基			
改築費（長 寿命化）	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	250基（548人分）	190,130	137,630	130,130

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 三重県

(1) 事業主体名	松阪市
(2) 事業名称	公共浄化槽等整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止，生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため，「松阪市生活排水処理基本計画」（平成28年3月）に基づき実施する。
(4) 事業期間	令和6年度～令和10年度
(5) 事業対象地域の要件	公共浄化槽等整備推進事業実施要綱第3（1）に定める地域
(6) 事業計画額	交付金対象事業費 221,600 千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

区分	交付対基数 (600人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	140基(420人分)	152,880	144,200	144,200
6～7人槽	60基(180人分)	86,220	77,400	77,400
8～10人槽	基(人分)			
11～15人槽	基(人分)			
16～20人槽	基(人分)			
21～25人槽	基(人分)			
26～30人槽	基(人分)			
31～40人槽	基(人分)			
41～50人槽	基(人分)			
51人槽以上	基(人分)			
共同浄化槽	人槽 基(戸数)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長 寿命化)	基			
事務費				
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	調査費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	200基(600人分)	239,100	221,600	221,600

## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 三重県

(1) 事業主体名	松阪市		
(2) 事業目的	現最終処分場の埋立終了に伴う新最終処分場整備の施設整備のため		
(3) 事業名称	最終処分場に係る調査・基本 設計等		
(4) 事業期間 ※1	令和 6 年度 ~ 令和 6 年度 (全体：令和 元 年度 ~ 令和 6 年度)	令和 年度 ~ 令和 年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)	令和 年度 ~ 令和 年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)
(5) 事業概要	・発注仕様書作成、実施設計 書作成		

(6) 総事業計画 額 ※1	15,812 千円 (全体：294,878 千円) うち、交付対象事業費 5,036 千円 (全体：280,989 千円)	千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 千円(全体： 千円)	千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 千円(全体： 千円)
-------------------	---	--	--

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。